

議案第 1 0 9 号

四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例

四万十町ふるさと住宅条例（平成 18 年四万十町条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	建設年度	構造	床面積／1 戸当	設置場所
大正ふるさと団地	平成 4 年	中耐 5 階建	68.54～96.78㎡	四万十町大正430番地 1 大正城山ハイツ内 （4 階、5 階部分）
昭和移住定住促進団地	平成 6 年	鉄筋 2 階建	29.99㎡	四万十町昭和634番地 1

第 3 条第 1 号中「転居」を「転入」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。